

**満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額基準額表**

階層区分		利用者負担額（月額）			
		右記以外の世帯		ひとり親・障がい者等世帯 ※2	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護受給世帯 ※1	0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3	市町村民税均等割額のみの世帯	10,000円	9,800円	9,000円	8,800円
第4	所得割課税額 40,000円未満	13,000円	12,800円	9,000円	8,800円
第5	所得割課税額 40,000円以上 80,000円未満	19,000円	18,700円	9,000円	8,800円
第6	所得割課税額 80,000円以上 120,000円未満	23,000円	22,600円	23,000円	22,600円
第7	所得割課税額 120,000円以上 160,000円未満	27,000円	26,500円	27,000円	26,500円
第8	所得割課税額 160,000円以上	31,000円	30,500円	31,000円	30,500円

※1 生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯

※2 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯

②身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯

③療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者の属する世帯

④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

⑥国民年金法に定める障害基礎年金を受けている者の属する世帯

⑦生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると町長が認める世帯

○ 保育料の算定について

4月分から8月分保育料・・・前年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

9月分から翌3月分保育料・・・当該年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

また、年度途中で年齢到達により2号認定に変更となる場合、その年度の利用者負担額は、3号認定のものが継続して適用されます。

○ 多子軽減等について

第3階層から第8階層のうち所得割課税額が169,000円未満の世帯の多子世帯の児童が保育所に入所する場合、第2子以降は無償となります。また、第3階層から第5階層の※2に掲げる多子世帯の場合の第1子の利用者負担額は半額となります。

第8階層のうち所得割課税額が169,000円以上の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合においては、次表の第1欄に掲げる児童については、それぞれ第2欄により計算して得た額をその児童の利用者負担額となります。

第1欄	第2欄
1人目	利用者負担額基準額表に定める額
2人目	利用者負担額基準額表に定める額×0.5
3人目	無料